

「西陣を中心とした地域活性化ビジョン」推進に係る 「活性化連携事業」コーディネート業務委託仕様書

1 委託業務名

「西陣を中心とした地域活性化ビジョン」推進に係る
「活性化連携事業」コーディネート業務

2 委託業務実施の背景

西陣を中心とした地域は、西陣織をはじめとする伝統産業や伝統文化・伝統芸能、寺社、花街の文化、歴史的な町並み、商店街、観光スポットなど、多彩な魅力・資源を有している。それらをいかした活性化を図るため、本市では「西陣を中心とした地域活性化ビジョン～温故創新・西陣～」(以下「活性化ビジョン」という。)を平成31年1月に策定し、活性化に向けた取組を進めている。

この活性化ビジョンは、行政だけでなく、市民や地域、事業者、行政など地域に関わる幅広い主体の役割分担の下、ひとつごとではなく、「自分ごと」「みんなごと」として取組を進めることとしており、これまで、地域内外の様々な主体と連携した取組を実施してきた。

エリア内においては、様々な活性化の動きが展開されているが、活性化ビジョンに掲げる将来像の実現に向けては、これらの動きをつなぎ合わせ、より大きな活性化の動きを生み出していく必要がある。

3 委託業務の目的

本業務は、活性化ビジョンに掲げる将来像の実現に向け、これまでに実施してきた取組を踏まえたうえで、地域内外の様々な主体をつなぎ合わせ、新たな連携の取組を創り出し、より大きな活性化の動きを生み出すことを目指すものである。

4 委託業務の対象範囲

活性化ビジョンにおいては、「西陣」の範囲を限定することなく、地域特性を丁寧に踏まえながら活性化の方策に応じて、「西陣を中心とした地域」として、柔軟かつ効果的に捉えることとしており、本業務の実施においても同様の考え方とする(エリアのイメージは活性化ビジョン3ページ参照)。

5 委託業務内容

(1) 連携の取組実施に必要なコーディネート等

エリア内の活性化に取り組む主体等をつなぎ合わせ、それぞれの強みを掛け合わせるなど新たな連携の取組のコーディネート等を行う。

新たな連携の取組は、受託事業者が主体となり、本市との協働により実施するものとする(将来的な自走化を見据えた民間主体の取組として展開する)。

ア 連携の取組決定

提案内容に基づき、本市と協議のうえ、実施する連携の取組を決定する。

イ 連携先との調整等

実施する連携の取組の内容に応じて、必要な連携先（エリア内で活動する企業や団体等）との調整等を行うこと。

ウ 連携の取組

連携の取組の実施に必要な業務（企画、調整、手続き、広報、運営等）をコーディネートすること。

エ 将来的な自走化に向けた仕組みの検討・提案

本業務で実施する連携の取組は、将来的に本市予算がなくても持続可能な民間主体の取組として自走化させることを目指していることから、今後の自走化に必要な仕組みを検討し、可能な範囲で本業務の実施内容に反映させること。

(2) 連携の取組案の提案

将来的な自走化を目的としていることを踏まえ、一過性の取組ではなく、継続性を重視した取組案を提案すること。

<留意点>

- ・ 「提案募集要項」に記載の予算の範囲内で実施可能な取組であること。
- ・ 西陣を中心とした地域に人を呼び込む取組であること。
- ・ 地域の回遊性向上につながる取組であること。
- ・ 地域の多彩な魅力・資源をいかした取組であること。
- ・ 地域の様々な主体間の連携強化につながる取組であること。

<取組例>

西陣エリア内の寺社と連携した回遊性向上につながるスタンプラリーの実施等

<令和7年度の取組>

- ① 第3回 てくてく西陣デジタルスタンプラリー・フォトコンテスト
- ② 親子で巡る！！西陣地域の神社とお寺でクイズラリー
- ③ 西陣地域の神社とお寺で学ぶ 西陣ガイドツアー
- ④ 京の冬の旅×西陣界限コラボ企画

※ 取組の詳細：<https://nishizine-kyoto.com/project/renkei/>

(3) 連携・協力

必要に応じて、当該地域において本市が実施する他の事業等との連携・協力を行う。

(4) 業務実施に当たって、特に留意すべき事項

ア 資源や担い手の掘り起こし、ネットワーク化、戦略的な情報発信によるブランド化など、将来に向けた広がりや可能性を生み出す事業とすること。

イ 今後、連携の範囲をエリア全体に広げていけるよう、様々な主体や活動を巻き込むことを意識した事業展開とすること。

ウ 定期的に進捗状況を共有する場を設けるなど、本市との連携を密にして業務を実施すること。

6 成果物

次に掲げる成果物を京都市に提出すること。

- | | |
|----------------------------|----|
| (1) 業務完了報告書 | 4部 |
| (2) 当該業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料 | 一式 |
| (3) 上記(1)・(2)に係る電子データ | 一式 |

7 その他

(1) 協議事項

仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、本市と受託事業者との間で協議を行う。

(2) 個人情報等の保護

受託事業者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、別に定める「個人情報取扱事務の委託契約にかかわる共通仕様書」を遵守し、個人情報の保護に努めること。

また、受託事業者は、本業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を、本業務の目的外に使用してはならない。委託期間終了後も同様とする。

(3) 損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託事業者の責任において処理すること。

(4) 知的財産権

成果物（上記「6 成果物」）の作成過程で発生した本業務に固有のアイデア、デザイン、手法、資料の知的財産権は、本市に帰属するものとする。

(5) 自主的な情報収集

受託事業者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。

(6) 会議又は打合せ場所の確保

受託事業者は、当該業務の遂行に当たり、本市と会議又は打合せを行う必要があるときは、市役所内で行う場合を除き、会議又は打合せの場所を確保すること。